

社会福祉法人 八峰町社会福祉協議会たすけあい資金規程

(名 称)

第1条 この資金は八峰町社会福祉協議会たすけあい資金と称する。

(目 的)

第2条 このたすけあい資金(以下「資金」という)は、低所得者等に対して生活等のつなぎ資金を融資し、その更正援護に資するものとする。

(貸付の対象者)

第3条 この資金の貸付対象者は、八峰町に居住する者とする。

(資金の用途)

第4条 この資金の用途は次のとおりとする。

- (1) 学用品購入等の修学に必要な経費
- (2) 治療等に必要な医療費
- (3) 就職、転職の支度に必要な資金
- (4) 風水害、火災、地震等による応急に必要な資金
- (5) その他不時の出費に対する資金

(貸付の条件)

第5条 この資金の貸付の限度は次のとおりとする。

- (1) 生活資金 50,000円(但し特に必要と認められる場合は70,000円以内)
2. この資金による貸付金は無利子無担保とする。
3. 償還期間は12ヶ月以内とし、月賦償還を原則とする。ただし、やむを得ないと会長が認めたときは期間内の分割又は一括償還することもできる。

(申し込みの手続き)

第6条 この資金の貸付を受けようとする者(以下「借入申込者」という)は、原則として八峰町内に居住する者1名を連帯保証人とし、連帯保証人の印鑑証明書を添付の上、たすけあい資金借入申込書(様式第1号)並びにたすけあい資金借用書(様式第2号)を担当の民生委員を経て会長に提出しなければならない。

2. 民生委員は借入申込者より相談を受けた場合にはその事情を調査し、世帯更正のため第2条の目的に該当して貸付を要すると認めるときは、前条の申込書並びに借用書に記載しなければならない。
3. 連帯保証人は貸付を受けた者と連帯して債務を負担しなければならない。

(貸付の決定)

第7条 会長は前条の借入申込書を受けたときは速やかにその内容を検討し、貸付の適否を決定した上借入申込者に通知するとともに担当民生委員にこの旨を連絡するものとする。

(貸付金の交付)

第8条 会長は、貸付を決定したときはすみやかにたすけあい資金借用書(様式第2号)と引き替えに借入申込者に資金を交付するものとする。

(貸付金の償還)

第9条 この資金の貸付を受けた者は前条の借用書に記載の返還方法により指定期日までに所定の金額を返還するものとする。

2. 借受人が八峰町以外の地域に転住するときは、転住の日までに借入残額の全部を会長に返還しなければならない。

(備付帳簿)

第10条 社会福祉協議会に次の帳簿を備付けこの貸付業務の状況を明確にしておくものとする。

1. たすけあい資金借入申込書綴
2. たすけあい資金借用書綴
3. たすけあい資金出納簿

(会計年度)

第11条 この資金の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

附 則

この規程は、平成18年3月27日から施行する。